

資料 2

下川町強靱化計画
～しなやかに強い町づくり～
(案)

令和〇年〇月
下川町

【目次】

第1章	はじめに	ページ数は最終段で付けます
1	計画の策定趣旨
2	計画の位置付け
第2章	下川町強靱化の基本的考え方	
1	下川町強靱化の目標
2	本計画の対象とするリスク
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定
3	評価の実施手順
4	評価結果
第4章	下川町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
1	施策プログラム策定の考え方
2	施策推進の指標となる目標値の設定
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）
4	推進事業の設定
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等
2	計画の推進方法、
【別表】	下川町強靱化のための推進事業一覧

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011（H23）年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、下川町においても、過去の経験から、豪雨・豪雪等の自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013（H25）年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014（H26）年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019（R1）年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見等を反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪等の自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、2015（H27）年3月に「北海道強靱化計画」を策定したところであり、5年が経過した2020（R2）年3月には直近の自然災害から得られた知見等を踏まえ改定がなされる等、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

この間、下川町においても、東日本大震災やH28豪雨災害、H30胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「下川町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

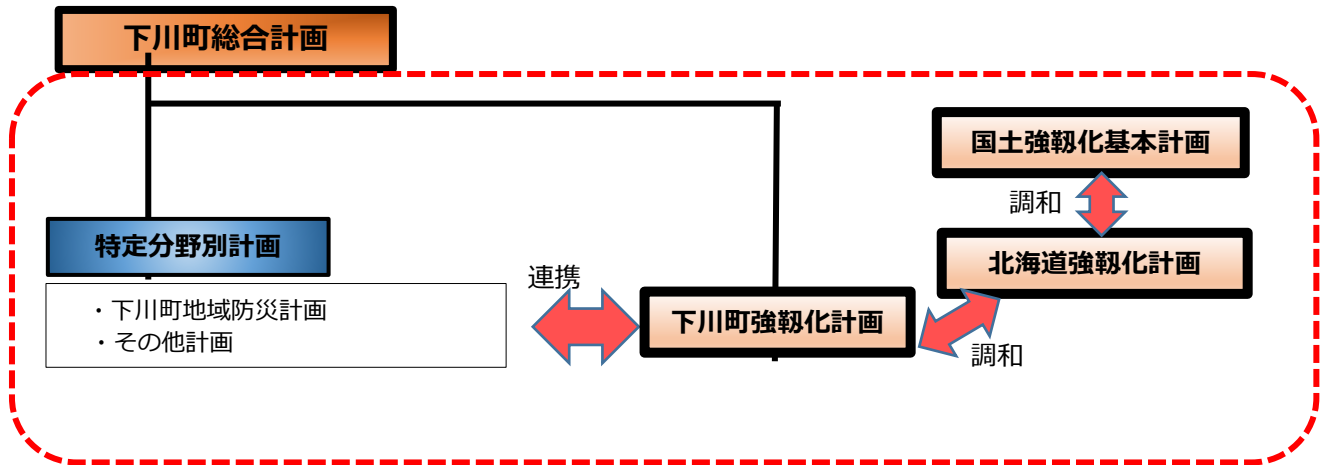
下川町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、下川町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、下川町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

また、今後の下川町のまちづくりにおいては、国連が採択し、世界潮流である「持続可能な開発目標（SDGs）」を取り入れた第6期下川町総合計画を基本とし、将来像である「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」及び「2030年における下川町のありたい姿」の実現に向け、未来世代や下川町を取り巻く社会情勢の変化などを予測しつつ、長期的、複眼的な視点で持続可能なまちづくりを進めていく。

こうした基本認識のもと、下川町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「下川町強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、下川町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 下川町強靱化の基本的考え方

1 下川町強靱化の目標

下川町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、下川町の重要な社会経済機能を維持することに加え、下川町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、下川町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくり等幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化等下川町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、下川町の持続的成長につながるものでなければならない。

下川町の強靱化は、こうした見地から、下川町のみならず国家的な課題として、国、道、町、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、下川町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3つを下川町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

下川町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と下川町社会経済システムを守る。
- (2) 下川町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する。
- (3) 下川町の持続的成長を促進する。

2 本計画の対象とするリスク

下川町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故等幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震等、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていること等も踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命・財産と下川町の社会経済システムを守る」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、本町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定等災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 下川町における主な自然災害リスク

(1) 豪雨／暴風雨／竜巻

- 近年では、台風や低気圧等の豪雨や暴風雨により、全国的にも大きな被害が発生
- 特に2016（H28）年8月中旬以降に本道に接近・上陸した一連の台風（7号・9号・11号）に伴う大雨や強風等によって、被害が発生（農地の浸水、道路冠水、他）

(2) 豪雪／暴風雪

- 積雪寒冷地域であり、大雪や吹雪による交通障害、農業施設への被害が発生
- 2014（H26）年には大雪、暴風雪により、営農施設への被害が発生

(3) 地震

- 内陸型地震（2018（H30）年全国地震動予測地図）
 - ・ 道内の主要活断層は13箇所
 - ・ 黒松内断層帯の発生確率 … M7.3程度以上、30年以内に2%～5%以下
 - ・ サロベツ断層帯の発生確率 … M7.6程度、30年以内に4%以下
- 過去の発生状況
下川町で過去50年間において地震で震度3の揺れが観測された記録はない。

2-2 町外における主な自然災害リスク

(1) 首都直下地震

- 発生確率 … M7クラス、30年以内に70%
- 被害想定 … 死者2.3万人、負傷者12.3万人、避難者720万人、
建物全壊61万棟、経済被害95.3兆円、被害範囲1都8県

(2) 南海トラフ地震

- 発生確率 … M8～9クラス、30年以内に70～80%程度
- 被害想定 … 死者23.1万人、負傷者52.5万人、避難者880万人、
建物全壊209.4万棟、経済被害213.7兆円、

被災範囲40都府県（関東、北陸以西）

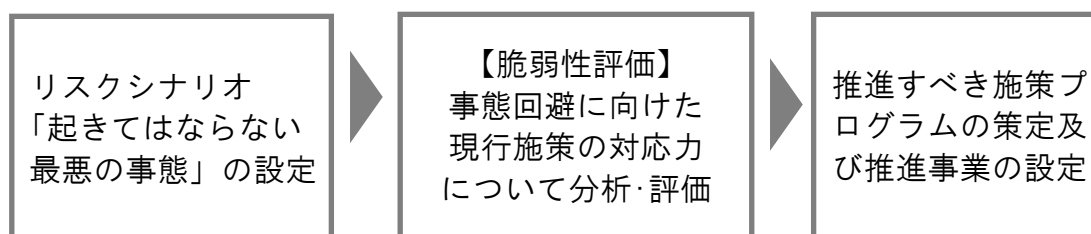
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

下川町としても、本計画に掲げる下川町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、下川町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震等町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた下川町の対応力についても、併せて評価を実施

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷等下川町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複等を勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリ	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6 二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
	6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 評価の実施手順

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・

評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 町営住宅及び公営住宅等の耐震化率は、68.3%であり、一定の進捗がみられるが、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたこと等も踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 小中学校(100%)、社会体育施設(75%)等の不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗しており、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策等も含め、一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「下川町公共施設等総合管理計画」(平成28年3月策定)に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 町営住宅の老朽化対策については、「下川町公営住宅等長寿命化計画」(平成28年3月策定)に基づき、計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。

(避難場所の指定・整備・普及啓発)

- 指定した避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準等、その適切性について不断の見直しを行う必要がある。
- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、上川総合振興局と連携を図り、避難所に必要な設備の整備を進めるとともに、避難所運営マニュアルの整備や厳冬期を想定した実践的な訓練の実施等により、「自助」「共助」の取組が最大限発揮できるよう促すことが必要である。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所についても、指定は進められているものの、開設状況や避難方法に関して要配慮者への情報伝達体制の構築を進めるとともに、福祉避難所の対象者や位置付け等に関し住民への普及啓発に取り組む必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物について、耐震改修等も含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、上川総合振興局と連携を図り整備を推進する必要がある。

(その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保等の取組を推進する必要がある。
- 関係機関が所有する地盤情報の収集やデータベース化をする必要がある。

【指標(現状値)】

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・町営住宅及び公営住宅等の耐震化率 | 68.3% (2020(R2)年度) |
| ・小中学校の耐震化率 | 100% (2020(R2)年度) |

・社会体育施設の耐震化率	75.0% (2020(R2)年度)
・避難所運営マニュアル	未策定 (2020(R2)年度)
・福祉避難所の指定状況	2施設 (2020(R2)年度)
・指定緊急避難場所 27箇所、指定避難所 14箇所	

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生	
【評価結果】 (警戒避難体制の整備等)	
○ 本町は、北海道地域防災計画における「火山周辺町」には該当しないが、大規模な火山噴火に伴う降灰に対する警戒が必要である。	
○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は北海道の実施する基礎調査等への協力により、指定を推進するとともに、急傾斜地及び土石流のハザードマップ更新促進や避難の実効性を高めるためのわかりやすい情報発信等を行い、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。	
(砂防設備等の整備、老朽化対策)	
○ 土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所等土砂災害の恐れのある箇所について、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の整備を推進する必要がある。	
【指標（現状値）】	
・道内の常時観測火山 9火山（アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山）	
・土砂災害警戒区域指定数 土砂災害警戒区域 18箇所、その内土砂災害特別警戒区域 3箇所 (2020(R2)年度)	
・土石流ハザードマップの策定状況 策定済(2017(H29)年度)	

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	
【評価結果】 (洪水・内水ハザードマップの策定)	
○ 洪水ハザードマップを策定・配布しているが、町民に対して周知の推進を図る必要がある。	
○ 近年の浸水被害をきっかけに、新たに内水ハザードマップの必要性の認識が高まっていることから、本町の内水ハザードマップを策定する必要がある。	
(河川改修等の治水対策)	
○ 国、道、町では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための治水対策を行ってきたが、近年大雨災害で被害を受けた河川や市街地を流れる河川等の改修を重点化する等、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。	
○ 大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場等の下水道施設の整備を進める必要がある。	
○ 平時及び大雨予想時におけるサンルダム管理者との連絡・調整を緊密に実施し情報の迅速な共有が必要である。	
【指標（現状値）】	
・洪水ハザードマップの策定状況 改訂 (2020(R2)年度)	
・内水ハザードマップの策定状況 未策定 (2020(R2)年度)	
・名寄川における水害タイムライン 未策定 (2020(R2)年度)	

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制)

- 冬季異常気象時における道路管理手法の検討を行い、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組む等、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

(除雪体制の確保)

- 豪雪等の異常気象時においては、情報共有や相互連携を強化する等、円滑な除雪体制の確保に努めているが、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題も抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

- ・ 除雪建設機械保有台数（業者保有分+官公庁保有貸与分） 15台（2020(R2)年度）

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温等冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備等避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

避難所用冬季備品 備蓄状況

- ・ 毛布 140枚（2020(R2)年度）
- ・ 発電機 12台（税務住民課6、あけぼの園4、ういる1、ぬくもり1）（2020(R2)年度）
- ・ 暖房器具 35台（税務住民課10、やまびこ学園8、あけぼの園16、ういる1）
(2020(R2)年度)

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)

- 関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、効果的な運用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報等の災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。

(地域防災活動の推進)

- 現在、「地域防災マスター制度」等の活用により町内の自主防災組織の設立に取り組んでいるが、組織率は約25%と全国(80%弱)に比べると低い水準にあることから、「地域防災マスター制度」のあり方見直し等も含め、地域防災力の向上に向けた取組が必要である。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 地域防災計画(令和2年修正)に節を設け「情報収集・伝達体制整備計画」、「避難

対策計画」を策定し避難の勧告、指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の基準を定めているが、必要に応じて避難勧告等の発令基準を見直す必要がある。

- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が整備する国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達手段としてIP告知端末だけではなく、ホームページ、地デジ広報や「Lアラート」の適切な運用や職員の操作力の向上等を図る等、多様な方法による災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 住民等へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線LANを整備する等、災害情報提供の耐災害性を向上する必要がある。
- 本町は、デマや根拠の無い情報により住民に不安等を与えないよう、道警や関係機関、報道機関と連携を図り、迅速で正確な情報発信が可能となる体制を構築する必要がある。

（観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者等に対する避難誘導等の支援を迅速かつ適切に行うため本町において避難行動要支援者の名簿を策定・整備の必要がある。

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 災害時の公共交通機関の運行停止による利用者の足止め、幹線道路等の通行止め等による通行車両の立ち往生・孤立等、北海道の冬の厳しい自然条件に起因する災害の発生に備え、地域における取り組みが必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発等、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

（防災教育推進）

- 防災教育の推進に向けては、住民、企業、団体、大学、関係機関、NPO等と連携し、多様な担い手の育成を図りながら、災害から命を守るための「自助」の意識醸成を図るため、あらゆる機会を活用した防災教育や啓発に取り組む必要がある。
- 学校教育においては、各種防災教育啓発資料等の配付等を通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施等、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【指標（現状値）】

・衛星電話保有数	2台（2020(R2)年度）
・地区防災計画策定団体数	4団体（2020(R2)年度）
・地区防災組織数	1団体（2020(R2)年度）
・本町の防災訓練実施回数	年1回（2020(R2)年度）

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援等災害時の応急対策に必要な各分野において、本町と民間企業・団体間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の実効性を確保するためにも、対象業務の拡大等協定内容の見直しを適宜行うとともに、協定締結機関や団体、住民が参加する防災訓練等平時の活動を活発に行う必要がある。
- 災害時に被災場所へ円滑な物資供給を行うため、支援物資の経費負担や調達方法を事前に確認するとともに支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築する等、国、道、町、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みを整備する必要がある。
- 関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と災害時における円滑なボランティア支援を行うため、ボランティア関係者、関係機関等との情報共有が十分に図られる体制構築が必要である。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の拠点といった機能を持つ施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応等も想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、本町の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進するほか、要配慮者向け物資等の備蓄や支援物資に係る協定の重要性を周知とともにその充実を図っていく必要がある。

【指標（現状値）】

・ 防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関） 13件（2020(R2)年度）

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 地域防災計画の推進や防災訓練等関係行政機関との連携を図っており、今後も防災訓練等の機会を通じ、消防、警察、自衛隊等関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 被災時の支援に大きな役割を期待できることから、今後の町内外における大規模自然災害時に備え、陸上自衛隊名寄駐屯地（第3普通連隊等）との連携をさらに図る必要がある。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図り、併せて新規団員

の確保の必要がある。

【指標（現状値）】

・消防団員数 56名（定数70名）（2020(R2)年度）

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（感染症対策等の充実）

- 名寄保健所の指導のもと、災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒等を速やかに行う体制を整備するとともに、避難場所における汚水対策等の災害時の防疫対策を推進する必要がある。

（避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベッド等生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、トイレ環境の向上を図ることが必要である。また、車中泊等避難所以外への避難者への対応を検討する必要がある。

（被災時の保健医療支援体制の強化）

- 災害時の医療確保のため、実災害を想定した訓練を各機関との連携のもと実施する必要がある。
- 災害時の救命医療や被災地からの傷病者の受入等の災害時の医療拠点の機能を確保するため、町立下川病院において応急用医療資機材の整備等、所要の対策を図る必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、道及び福祉関係団体に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・組み立てトランク式自動ラップトイレの整備 2台 (2020(R2)年度)
- ・予防接種法に基づく予防接種 (麻しん・風しんワクチン) の接種率
1期 95.5% (2019(R1)年度) 2期 100.0% (2019(R1)年度)

(3) 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(町の災害対策本部機能等の強化)

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、役場庁舎被災時における代替庁舎等災害対策本部に係る具体的な運用事項を定める業務継続計画（BCP）を策定し、訓練等を通じ本部機能の実施体制の検証を行う等、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しや業務継続計画（BCP）の策定等を通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、消防団活動・安全マニュアルの策定が求められている。また、消防団は、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御等重要な役割を担っているが、団員の担い手不足もあり、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 防災拠点となる町庁舎等の行政施設の耐震化を図る必要がある。

(町役場の業務継続体制の整備)

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置する等、災害時における行政業務の継続体制を強化する必要がある。
- 災害発生時に停電等が起こった際、自家発電が設置されていない施設にも、自家発電機や外部電源接続装置の設置に向けた推進を図っていく必要がある。

(広域応援・受援体制の整備)

- 他の自治体等から円滑に応援職員を受け入れるため、本町は、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行う等、受援体制の準備を検討しておく必要がある。

【指標（現状値）】

- ・町の業務継続計画（BCP） 未策定（2020(R2)年度）
- ・町の災害時受援計画 未策定（2020(R2)年度）

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 森林バイオマス等の再生可能エネルギーについて、国や道等の関係機関と連携を図りながら利活用の普及促進を図る必要がある。

(電力基盤等の整備)

- 災害による停電リスクを回避するため、電力設備の強靱化に努めるとともに送電元の多様化及び分散化を促進する必要がある。
- 大規模停電を踏まえ、防災拠点となる庁舎等における停電時の電源対策の充実及び地域や家庭での平時からの備えに対する意識啓発が必要である。

(電気事業者等との連携)

- 胆振東部地震に伴う大規模停電を踏まえ、電力需給の安定や再生エネルギーの開発、導入に向け道や電気事業者等との連携を強化する必要がある。

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時に避難所等への石油燃料を安定的に供給するため、石油販売業者団体と協定を継続し、平時から情報共有等連携を図る必要がある。
- 停電時においても円滑に燃料供給が可能となるよう、自家発電設備を整備した町内の北海道地域サポートSSの周知を実施する必要がある。

(多様なエネルギー資源の活用)

- プラグインハイブリッド自動車(PHEV)等の普及拡大を進めるとともに、森林バイオマス熱電併給利用等、エネルギー構成の多様化に向けた取組を促進する必要がある。

【指標(現状値)】

- ・ 災害時等における燃料供給等に関する協定
下川エネルギー供給協同組合(2012(H24).11.1締結)
- ・ 公用車のプラグインハイブリッド自動車(PHEV)等導入数
0台(2020(R2)年度)

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 本町の農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に影響を及ぼすことが危惧される。こうした事態に備え、耐震化や老朽化対策等の防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

(農業の体質強化)

- 現在、本町の農業は、担い手不足等の大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い

手の育成確保等、本町の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

(町産食料品の販路拡大)

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化とブランド化等による販路の開拓・拡大、農水産物の輸出拡大の取組等、食関連産業のさらなる成長につながる取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・農家戸数	158 戸（2019(R1)年度）
・耕作面積	3719ha（内放牧地 691ha）（2019(R1)年度）
・認定農業者への農地集積率	100%（2019(R1)年度）
・農業就業人数	326 人（2019(R1)年度）
・新規就農者数	1 戸／2 名（2019(R1)年度）

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設等の防災対策、老朽化対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、基幹管路の耐震化や今後の水需要等を考慮した施設の更新・維持管理等老朽化対策の計画的な整備を促進する必要がある。

(水道施設の防災機能の強化)

- 水道施設が被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化等の施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

(下水道施設等の防災対策)

- 本町における下水道業務継続計画（BCP）について、国の業務継続計画（BCP）マニュアルの改訂に伴う見直しを進める必要がある。

(下水道施設等の耐震化、老朽化対策等)

- 地震時における下水道機能の確保のため、下水道施設の耐震化を進めていく必要がある。また、施設の改築・更新等計画的な維持管理に欠かせない長寿命化計画に基づいて、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

・老朽管整備	配水管路延長 65.3km うち 40 年以上経過部分 22.8km（2020(R2)年度）
--------	--

・浄水施設の耐震化	下川浄水場（1964(S44)年度）竣工
・下川町下水道ストックマネジメント計画	策定済（2018(H30)年度）
・浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率	89%（2020(R2)年度）

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	
【評価結果】	
（交通幹線の整備）	
○ 関係機関との連絡・協力体制を密に構築し、国道、主要道道の整備に向けた取組を推進する必要がある。	
○ 災害時における迅速な物資の供給及び救急救助活動のため、幹線道路の整備を推進する。	
（地域公共交通体系の整備）	
○ 地域幹線交通事業者（名士バス）と協調しながら、効率的かつ利便性の高い路線バスの運行体制を確保する必要がある。	
○ 下川町コミュニティバス及び予約型乗り合いタクシーの運行により、特に交通弱者の交通手段を確保する必要がある。	
○ 災害時における町民の交通手段を確保するため、適切な公共交通体系を構築する必要がある。	
（道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）	
○ 災害に強い交通網を構築するため、関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路に架かる橋梁の橋脚の補強や落橋の防止対策等、道路施設の計画的な整備の必要がある。	
○ 橋梁については、計画的な点検と劣化予測に基づき予防保全的な修繕を徹底することにより、安全で円滑な交通を確保するとともに、修繕・架け替えにかかるコストの縮減を図る必要がある。	
【指標（現状値）】	
・名士バス運行状況	名寄一下川間 上下各7便（2020(R2)年度） 名寄一興部間 上下各7便（2020(R2)年度）
・コミュニティバス運行状況	循環バス5便（2020(R2)年度）
・予約型乗り合いタクシー	デマンド運行5便（2020(R2)年度）
・橋梁定期点検	全89橋について5年に1回のサイクルで点検実施中
・橋梁修繕工事	10橋を修繕対象とした「下川町橋梁長寿化修繕計画」（2014年(H26)1月策定）に基づき実施中 8橋/10橋 2015(H27)年度から2020(R2)年度までに完了

(5) 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
<p>【評価結果】</p> <p>(本社機能や生産拠点等の立地)</p> <p>○ 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本町の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の本町への立地を促進するための取組を強化する必要がある。</p> <p>(企業における事業推進体制の強化)</p> <p>○ 町内企業の事業継続計画の策定を促進するため、国のガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、関係機関と連携しながら、その策定を支援する必要がある、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。</p> <p>(被災企業等への金融支援)</p> <p>○ 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等事業の早期復旧と経営の安定化を図るため、国や道が実施している金融支援について普及啓発を推進するほか、本町が実施する融資制度を柔軟に運用する等、災害時における被災企業への支援策の確保に努める。</p>
<p>【指標（現状値）】</p> <p>・リスク分散のための企業立地件数 0件（2020(R2)年度）</p>

(6) 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
<p>【評価結果】</p> <p>(ため池の防災対策)</p> <p>○ 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊等による二次災害を防止するため、ため池の点検・診断結果に基づく必要な対策の推進とともに、浸水予測図に基づく防災重点ため池のハザードマップの策定等を進める必要がある。</p>
<p>【指標（現状値）】</p> <p>・ため池のハザードマップ 策定済（2017(H29)年度）</p>
6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

【評価結果】

(森林の整備。保全)

- 本町の全面積の約90%を森林面積が占めており、大規模災害等に起因する森林の荒廃は、町全体の地域強靱化に影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊等山地災害を防止するため、森林の多面的機能の発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の発揮を図るため、エゾシカ等野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果等国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積 38,330ha(2019(R1)年度)
- ・ 町有林の人工林の面積 2,795ha(2019(R1)年度)
- ・ 農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数 1組織(2020(R2)年度)

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理の具体的な対応が求められる本町において、「災害廃棄物処理計画」の策定を促進する必要がある。

(地籍調査の実施)

- 災害後の復旧・復興を円滑に進めるため、地籍調査により土地境界を明確にする必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 町の災害廃棄物処理計画 未策定（2020(R2)年度）
- ・ 地籍調査進捗率 100%（2020(R2)年度）

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 本町と下川町建設業協会において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合であっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保等の応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、下川町建設業協会とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

(技術職員による応援体制)

- 復旧・復興等を担う土木技術職員の確保のため、道と連携し応援体制の強化を図る必

要がある。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を図る必要がある。
- 人口減少と高齢化に伴い生活機能の低下や交通手段の不足等問題が生じている集落については、集落機能の維持・確保に向けて、地域の実情に即した集落対策を実施する必要がある。

(建設土木業の担い手確保)

- 町内の建設土木業就業者のうち将来担い手となる15～29歳の構成比は、低い水準(2015(H27)年:8.5%)にあり、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策等を着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組む必要がある。

【指標(現状値)】

- ・ 大規模災害時における応急対策業務に関する協定

下川町建設業協会(2015(H27).9.1締結)

第4章 下川町強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、下川町における強靱化施策の取組方針を示す「下川町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行うものである。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめた。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあること等から、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、町、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行うものである。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

下川町の総合計画で掲げる「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」という将来像の実現を図るとともに、本町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、総合計画の方向に沿った取組と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、18の重点化すべき施策項目を設定した。

4 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、下川町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については事業内容とともに整理した。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行うこととする。

なお、推進事業については巻末の「【別表】下川町強靱化のための推進事業一覧」を参照のこと。

【下川町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・脆弱性評価において設定した19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載した。
- ・重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に「重点」と記載した。
- ・プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしないものとする。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携した対策を実施するほか、住宅及び耐震診断が義務付けられている民間の大規模建築物の耐震診断や改修等に係る支援制度の周知を図り、耐震化を促進する。
- 学校施設、医療施設、社会福祉施設、都市公園等、多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者等による耐震化を促進する。

(建築物等の老朽化対策) **重点**

- 公共建築物の老朽化対策については、「下川町公共施設等総合管理計画」(平成28年3月策定)等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。

(避難場所等の指定・整備・普及啓発) **重点**

- 災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況等、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを策定し、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施する。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能整備を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園等について、耐震改修等も含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な市街地等における緊急輸送道路や避難路等について、計画的な整備を推進する。

(その他)

- 消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動等火災予防の取組を促進する。

《指 標》

・ 町営住宅及び公営住宅等の耐震化率	68.3% (2020(R2)年度) → 90.0% (2024(R6)年度)
・ 小中学校の耐震化率	100% (2020(R2)年度) → 100% (2024(R6)年度)
・ 社会体育施設の耐震化率	75.0% (2020(R2)年度) → 75.0% (2024(R6)年度)
・ 避難所運営マニュアル	未策定 (2020(R2)年度) → 策定 (2024(R6)年度)
・ 福祉避難所の指定状況	2施設 (2020(R2)年度) → 必要に応じて指定

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等)

- 土砂災害による被害の低減に向け、基礎調査の結果を基に土砂災害警戒区域等の指定やハザードマップの策定を促進するとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。

(砂防設備等の整備、老朽化対策)

- 土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所等、土砂災害の恐れのある箇所について、近年の災害発生状況や保全対象等を勘案し、関係機関との協議により、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の整備を推進するとともに、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づく老朽化対策や施設の維持管理を適切に実施する。
- 町内における山地災害危険地区を対象に、老朽化対策も含めた治山施設の整備と森林の維持造成を計画的に推進する。

《指 標》

- ・ 土砂災害警戒区域指定数
土砂災害警戒区域 18 箇所、その内土砂災害特別警戒区域 3 箇所 (2020 (R2) 年度)
→ 状況により追加 (2024 (R6) 年度)
- ・ 土石流ハザードマップの策定状況 策定済み (2017 (H29 年度))
→ 状況により修正 (2024 (R6) 年度)

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの策定) **重点**

- 洪水ハザードマップ等策定の基礎資料となる想定最大規模降雨に基づく洪水浸水想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時に実施するほか、本町の洪水ハザードマップや水害対応タイムラインの策定、これらを活用した防災訓練等の実施を促すとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。
- 国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」や近年の内水被害の発生状況等を踏まえ、本町の内水ハザードマップの策定及びハザードマップに基づく防災訓練の実施を促進する。

(河川改修等の治水対策) **重点**

- 河道の掘削等の治水対策について、近年の大雨災害等を勘案した重点的な整備を推進する。
- 流域の特性や課題に応じ、洪水調整機能の向上を図る等、既設ダム管理者との連絡体制向上を推進する。
- 浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場等の計画的な整備を検討する。
- 中小河川等における水防災意識社会の再構築に向け、国、道、町、气象台等の関係機関で構成する各地域の「大規模氾濫減災協議会」において、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための仕組みを検討する。

《指 標》

- ・洪水ハザードマップ 改訂（2020(R2)年度）→必要に応じ修正（2024(R6)年度）
- ・内水ハザードマップの策定状況 未策定（2020(R2)年度）→策定（2024(R6)年度）
- ・名寄川における水害対応タイムライン
未策定（2020(R2)年度）→策定（2021(R3)年度）

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

（暴風雪時における道路管理体制の強化）**重点**

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、地域住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、優先的に通行を確保する路線の設定や暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する。
- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵等の対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努める等、計画的な施設整備を推進する。

（除雪体制の確保）**重点**

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保等相互支援体制を強化する。また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。

《指 標》

- ・ 除雪建設機械保有台数（業者保有分+官公庁保有貸与分）
15台（2020(R2)年度）→15台（必要に応じ更新）（2024(R6)年度）

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）**重点**

- 本町が設置する避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブ等の暖房器具の備蓄を促進する。

《指 標》

避難所用冬季備品 備蓄状況

- ・毛布 140枚（2020(R2)年度）→200枚（2024(R6)年度）
- ・発電機 12台（2020(R2)年度）→15台（2024(R6)年度）
- ・暖房器具 35台（2020(R2)年度）→35台（2024(R6)年度）

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化) 重点

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な活用を図るとともに、本町が設置する災害対策本部への連絡員の受入れ等関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 災害対策に必要な監視カメラ画像や雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、一層の効果的な活用を図る。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と本町を結ぶ総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、町等における衛星携帯電話の整備を促進する等、通信手段の多重化を促進する。

(地域防災活動の推進) 重点

- 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の組織率の向上、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化等、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。

(住民等への情報伝達体制の強化) 重点

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえた避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しを行うとともに、各種災害に係る避難勧告等の発令基準の改定を促進する。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な町防災行政無線の整備を促進するとともに、防災等に資する公衆無線LAN機能の整備、北海道防災情報システムとアラート（災害情報共有システム）の連携強化と職員の操作能力の向上、災害情報伝達手段の多重化を促進する。
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。
- デマや根拠の無い情報の流布を防ぐため、災害対策本部等において関係機関と報道機関の連携を図り、情報収集・発信体制の強化を促進する。
- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、宿泊施設等の観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策等、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。

(冬季を含めた帰宅困難者対策の推進)

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。

(防災教育の推進)

- 防災教育を通じた「自助」の意識醸成に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、防災に関する専門的知識を有する方々を登録する「防災教育アドバイザー制度」等の枠組みを活用した取組を推進する。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育等、学校における防災教育を推進する。

《指 標》

- ・衛星電話保有数 2台 (2020(R2)年度) →状況により整備
- ・地区防災計画策定団体数 4団体 (2020(R2)年度) →5団体 (2024(R6)年度)
- ・地区防災組織数 1団体 (2020(R2)年度) →2団体 (2024(R6)年度)
- ・町の防災訓練実施回数 年1回 (2020(R2)年度) →年2回 (2024(R6)年度)

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備) **重点**

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援等災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、こうした協定に基づく防災訓練に住民の参加も加える等平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大等協定内容の見直しを適宜実施する。
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、国からのプッシュ型支援や自衛隊からの支援のほか、民間事業者からの協定による提供等事前に支援物資の経費負担や調達方法を確認するとともに、被災者への提供に当たって、あらかじめ経費負担の有無を明示するほか、物資拠点施設等への物流専門家の派遣や支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築する等、国、道、町、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みの整備に取り組む。
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社協、ボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等の促進を検討する。

(非常用物資の備蓄促進) **重点**

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、上川総合振興局との物資調達等の体制整備に取り組む。
- 地域づくり総合交付金等の活用や民間事業者等との協定等を通じ、要配慮者向けも含めた本町の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。
- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であり、本町による啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組を促進する。

《指 標》

- ・防災関係の協定件数 (民間企業・団体、行政機関)
13件 (2020(R2)年度) →状況により締結 (2024(R6)年度)

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化) **重点**

- 各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。
- 消防職員、消防団員の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される陸上自衛隊名寄駐屯地（第3普通連隊等）の自衛隊との連携した取組を推進する。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 消防の通信情報能力及び災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図り、併せて新規団員の入団を推進する。

《指 標》

- ・ 消防団員数（定数 70 名）
56 名（2020(R2)年度）→定員数充足に向け勧誘活動実施（2024(R6)年度）

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(感染症対策の充実)

- 名寄保健所の指導のもと、災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒等を速やかに行う体制を整備するとともに、避難場所における汚水対策等の災害時の防疫

対策を推進する。

- 平時における感染症対策として、保健所との連携の強化を図る。

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

- 炊き出し等による適温食の提供、段ボールベッドの整備、トイレ環境の向上等避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、車中泊等避難所以外への避難者への対応方法を検討する。

(被災時の保健医療支援体制の強化)

- 町立下川病院の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携の下、具体的な災害を想定した実働訓練の実施を検討する。
- 町立下川病院における災害時の救命医療、重篤患者の受入等の機能を確保するため、応急用医療資機材の整備を促進する。

(災害時における福祉的支援)

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、道及び福祉関係団体に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援を促進する。

《指 標》

- ・ 組み立てトランク式自動ラップトイレの整備 2台 (2020(R2)年度) → 現状維持
- ・ 予防接種法に基づく予防接種 (麻疹・風しんワクチン) の接種率
 - 1期 95.5% (2019(R1)年度) → 現状維持
 - 2期 100.0% (2019(R1)年度) → 現状維持

(3) 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(町の災害対策本部機能等の強化) **重点**

- 本町の災害対策本部の機能強化に向け、定期的な実働訓練等を通じ、職員の参集範囲や各部各班の業務内容、情報の収集・集約体制・連携方法等を検証し、必要に応じ見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、食料等非常用備蓄を計画的に推進する。また、広域的な災害や大規模停電に関する情報等の共有について総合振興局との連携を強化する。
- 本町における災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画（BCP）の見直し、地域防災マネージャー制度の活用等による職員の災害対応能力の向上、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な本町の庁舎、消防署等、行政施設の耐震化及び非常用電源設備の整備を促進するとともに、概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄を促進する。

(町の行政の業務継続体制の整備) **重点**

- 業務全体を対象にした本町の業務継続計画（BCP）の整備を促進し、災害時における町業務の継続体制を確保する。

(広域応援・受援体制の整備) **重点**

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、道と連携し他自治体との広域応援・受援体制の構築を図る。
- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行う等、受援体制を構築の準備を行う。

《指 標》

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| ・町の業務継続計画（BCP） | 未策定（2020(R2)年度）→策定（2024(R6)年度） |
| ・町の災害時受援計画 | 未策定（2020(R2)年度）→策定（2024(R6)年度） |

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 本町における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、エネルギー関連の実証・開発プロジェクトの誘致・集積等、関連施策を総合的に推進する。

(電力基盤等の整備)

- 災害時に自立分散型の電源として活用が可能であり、冬季には廃熱による暖房熱源としての機能を有するコージェネレーションシステムについて、防災上重要な施設等への導入とともに、施設間のネットワーク化を検討する。

(電気事業者等との連携)

- 胆振東部地震に伴う大規模停電を踏まえ、電力需給の安定や再生エネルギーの開発、導入に向け道や電気事業者等との連携強化を図る。

(避難所等への石油燃料供給の確保) **重点**

- 災害時に避難所等への石油燃料を安定的に供給するため、石油販売業者団体と協定を継続し、平時から情報共有等連携を図る。
- 停電時においても円滑に燃料供給が可能となるよう、自家発電設備を整備した町内の北海道地域サポート SS の周知を図る。

(多様なエネルギー資源の活用)

- プラグインハイブリッド自動車 (PHEV) 等の普及拡大を進めるとともに、森林バイオマス熱電併給利用等、エネルギー構成の多様化に向けた取組を促進する。

《指 標》

- ・ 災害時等における燃料供給等に関する協定
下川エネルギー供給協同組合(2012(H24). 11. 1 締結) → 継続 (2024(R6)年度)
- ・ 公用車のプラグインハイブリッド自動車 (PHEV) 等導入数
0台 (2020(R2)年度) → 1台 (2024(R6)年度)

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

- 平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化等の防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。
- 農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策、主要農作物等の種子の安定供給、ロボット、AI、IoTの活用等持続的な農業経営に資する取組を推進する。

(農業の体質強化)

- 現在、本町の農業は、担い手不足等の課題を抱えており、災害発生時を含め、食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保等、本町の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する。

(町産食料品の販路拡大)

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食のブランド化や高付加価値化に向けた取組等を通じ、農産物や加工食品の販路拡大を推進する。

《指 標》

- ・ 農家戸数 158戸 (2019(R1)年度) →現状維持 (2024(R6)年度)
- ・ 耕作面積 3,719ha (内放牧地 691ha) (2019(R1)年度)
→現状維持 (2024(R6)年度)
- ・ 認定農業者への農地集積率 100% →現状維持 (2024(R6)年度)
- ・ 農業就業人数 326人 (2019(R1)年度) →現状維持 (2024(R6)年度)
- ・ 新規就農者数 1戸/2名 (2019(R1)年度) →計画的な増加を図る。(2024(R6)年度)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策、老朽化対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水管、貯留施設、浄水場等水道施設の耐震化や浸水対策、基幹管路の多重化等に加え、今後の水需要等を考慮した施設の更新や維持管理等の老朽化対策を促進する。併せて、水道施設の耐震化や計画的な老朽化対策を促進する。
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施等、応急給水体制の整備を促進する。

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時に備えた下水道の業務継続計画（BCP）について見直しを進めるとともに、下水道施設等の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。
- 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

《指 標》

- ・ 老朽管整備 配水管路延長 65.3km うち 40 年以上経過部分 22.8km (2020(R2)年度)
→道路工事と同時に年 100m程度、5 か年で 500m更新 (2024(R6)年度)
- ・ 浄水施設の耐震化 下川浄水場 (1964(S44)年度) 竣工 →
建替え計画 (2022(R4)~2023(R5)年度) 供用開始 (2024(R6)年度)
一の橋浄水場 更新計画検討中
- ・ 下川町下水道ストックマネジメント計画
策定済 (2020(R2)年度) →継続 (2024(R4)年度)
- ・ 浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率
89% (2020(R2)年度) →90% (2024(R4)年度)

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(交通幹線の整備等)

- 関係機関との連絡・協力体制を密に構築し、国土強靱化に資する国道、主要道道の整備に向けた取組を推進する。
- 災害時における迅速な物資の供給及び救急救助活動のため、幹線道路の整備を推進する。

(地域公共交通体系の整備)

- 地域幹線交通事業者（名士バス）と協調しながら、効率的かつ利便性の高い路線バスの運行体制確保の取組を推進する。
- 下川町コミュニティバス及び予約型乗り合いタクシーの運行により、特に交通弱者の交通手段の確保を推進する。
- 災害時における町民の交通手段を確保するため、適切な公共交通体系構築を検討する。

(道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策)

- 国道・道道を含めた橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先する等計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の点検・診断を行い、新技術の導入を検討するとともに、施設の適切な維持管理・更新等を実施する。

《指 標》

・名士バス運行状況

名寄—下川間 上下各 7 便 (2020(R2)年度)

名寄—興部間 上下各 7 便 (2020(R2)年度)

上り下り各 14 便(2020(R2)年度) →現状維持 (2024(R6)年度)

・コミュニティバス運行状況

循環バス 5 便 (2020(R2)年度) →現状維持 (2024(R6)年度)

・予約型乗り合いタクシー

デマンド運行 5 便 (2020(R2)年度) →現状維持 (2024(R6)年度)

・橋梁定期点検

全 89 橋について 5 年に 1 回のサイクルで点検実施中

・橋梁修繕工事

「下川町橋梁長寿化修繕計画」(2014 年(H26)1 月策定)に基づき実施中(修繕対象は 10 橋)

8 橋/10 橋 2015(H27)年度から 2020(R2)年度までに完了

→ 10 橋/10 橋 2023(R5)年度までに完了

(5) 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の下川町への移転、立地に向けた取組を促進する。

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等事業の早期復旧と経営の安定化を図るため、国や道が実施している金融支援について普及啓発を推進するほか、本町が実施する融資制度を柔軟に運用する等、災害時における被災企業への支援策の確保を推進する。

《指 標》

- ・ リスク分散のための企業立地件数

0件(2020(R2)年度) → 状況に応じ対応(2024(R6)年度)

(6) 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

(ため池の防災対策)

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊等による二次災害の防止に向け、対象となるため池の点検・診断を実施し、点検結果に基づく対策を推進するとともに、ため池についてハザードマップの更新を促進する。

《指 標》

- ・ ため池のハザードマップ 策定済 (2017(H29)年度) → 継続 (2024(R6)年度)

6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

(森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊等の山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- エゾシカ等野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果等国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

《指 標》

- ・ 多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積 38,330ha(2019(R1)年度) → 現状維持 (2024(R6)年度)
- ・ 町有林の人工林の面積 2,795ha(2019(R1)年度) → 現状維持 (2024(R6)年度)
- ・ 農地・農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数 1組織 (2020(R2)年度) → 現状維持 (2024(R6)年度)

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備) **重点**

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、本町における災害廃棄物処理計画の策定を促進する。

(地籍調査の実施)

- 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を活用する。

《指 標》

- ・ 災害廃棄物処理計画 未策定 (2020 (R2) 年度) → 策定 (2024 (R6) 年度)
- ・ 地籍調査進捗率 100% (2020 (R2) 年度) → 現状維持 (2024 (R6) 年度)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロール等の応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図る等、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。
- 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備等平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者等の担い手の育成・確保を目的とした取り組みを検討する。

(行政職員による受援体制)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び町の行政職員の相互の受援体制を強化する。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、集落機能の維持・確保を図る取組を実施し活性化を図る。

《指 標》

- ・ 大規模災害時における応急対策業務に関する協定
下川町建設業協会 (2015 (H27). 9.1 締結) → 継続 (2024 (R6) 年度)

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和2年から令和7年まで）とする。

また、本計画は、下川町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況等を継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、下川町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】 下川町強靱化のための推進事業一覧

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態リスクシナリオ	リスクに対応する推進事業
人命の保護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・安全交付金（住環境整備事業） ・ 防災・安全交付金（都市公園・緑地等事業） ・ 防災・安全交付金（道路事業） ・ 学校施設環境改善交付金 ・ 社会資本整備総合交付金（道路事業） ・ 住宅市街地総合整備促進事業費補助（密集市街地総合防災事業） （空き家対策総合支援事業） （災害時拠点強靱化緊急促進事業）
	1-2	火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・安全交付金（砂防事業） ・ 防災・安全交付金（地すべり対策事業） ・ 防災・安全交付金（急傾斜地崩壊対策事業） ・ 特定土砂災害対策推進事業費補助
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・安全交付金（河川事業） ・ 特定洪水対策等推進事業費補助
	1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・安全交付金（道路事業） ・ 避難所社会資本整備総合交付金（道路除雪事業）
	1-5	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策 ・ 社会資本整備総合交付金（道路除雪事業）
	1-6	情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・安全交付金 ・ 地方創生整備推進交付金 ・ 無線システム普及支援事業費等補助金（公衆無線 LAN 環境整備支援事業）

救 助 救 急 活 動 等 の 迅 速 な 実 施	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	・ 地方創生整備推進交付金
	2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	・ 消防防災施設整備費補助金 ・ 緊急消防援助隊設備整備費補助金
	2-3	被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺	・ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 ・ 地方創生整備推進交付金 ・ 社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金
行 政 機 能 の 確 保	3-1	町内外における行政機能の大幅な低下	・ 防災・安全交付金 ・ 地方創生整備推進交付金
ラ イ フ ラ イ ン の 確 保	4-1	長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	・ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 ・ 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費
	4-2	食料の安定供給の停滞	・ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ・ 農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策 ・ 農村地域防災減災事業
	4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止	・ 地方創生整備推進交付金 ・ 下水道防災事業費補助 ・ 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）
	4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	・ 道路事業費補助

経済活動の機能維持	5-1	長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	・農山漁村地域整備交付金
二次災害の抑制	6-1	ため池の機能不全等による二次災害の発生	・農業水路等長寿命化・防災減災事業
	6-2	農地・森林等の被害による国土の荒廃	・治山事業 ・農業水路等長寿命化・防災減災事業 ・森林・山村多面的機能発揮対策交付金 ・林業・木材産業成長産業化促進対策交付金 ・森林整備事業（造林・林道） ・鳥獣被害防止総合対策交付金
迅速な復旧・復興等	7-1	災害廃棄物の処理等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	・循環型社会形成推進交付金 ・地方創生整備推進交付金
	7-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊	・農山漁村地域整備交付金



おいでよ。
森林と人が輝く
しもかわ

下川町

下川町役場 税務住民課

098-1206

北海道上川郡下川町幸町 63 番地

01655-4-2511 情報告知端末 4-251103